◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第398号（H29.4.21）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝7件（4月14日～4月20日分）
(1)貸切バスの衝突事故
(2)乗合バスの車内事故
(3)法人タクシーの衝突火災事故
(4)法人タクシーの死傷事故
2. 軽井沢スキーバス事故を受けた対策の進捗状況について平成２８年度末の進捗状況を公表しました。
3. 貸切バス事業者に対する街頭監査の実施及び監査・処分の状況について
4.平成28年度乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）における事故防止対策のとりまとめについて（関東運輸局発）
5.「貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド」を作成しました
6.車いす利用者等による貸切バスの利用拡大へ～リフト付き貸切バスの臨時営業区域制度を拡充～
7.訪日外国人旅行者向け貸切バス特例制度（臨時営業区域）の認可期間を延長します～訪日外国人旅行者の受入環境を整備～
8.「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～
9.行政処分の基準等が改正されました（3月21日施行）
◇◇◇

倒したことから自転車との接触をさけるため急ブレーキをかけたところ、車内の乗客が転倒した。
この事故により、当該バスの乗客1名が重傷、2名が軽傷を負った。

（3）法人タクシーの衝突火災事故
4月14日（金）午前0時50分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、前方の道路左端に停止していたトレーラーの後部に衝突し、それによりバッテリーがショートしたことによると思われる火災が発生した。火災は、消防により速やかに消火され、この事故によるけが人はなし。
現場は、片側２車線の見通しの良い直線道路で、運転者の前方不注視により発生した模様。

（4）法人タクシーの死傷事故
4月20日（木）午後8時45分頃、千葉県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路右側より横断中の歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。乗客にはけがはなし。

上記4件の死傷者数計：死亡1名、重傷2名、軽傷24名（速報値）

◇◇◇

２.昨年12月に貸切バス事業者への行政処分基準を厳しくする通達改正を行い、4月14日までに146事業者に対し、臨店による監査を実施しました。その結果、営業所の全車両の使用停止や営業所で保有する車両数全体の8割の使用を停止する厳しい処分を行っています。

・全車両の使用停止：2件

・8割の使用停止：処分実施済み4件、処分手続き中45件

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000300.html

【4.平成28年度乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）における事故防止対策のとりまとめについて（関東運輸局発)】
（配信日：H29.4.7）

関東運輸局では、乗合バスの運行において、人身事故に繋がりやすい「歩行者・自転車との接触事故」や、「車内での転倒事故」の防止の更なる推進が喫緊の課題となっているため、関東地区バス保安対策協議会と合同で「乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ)」を開催し、乗合バスの事故防止対策に取り組んでいるところです。
関東管内の乗合バスの事故発生状況については、平成28年の「歩行者・自転車事故」の発生件数は減少し「車内事故」の発生件数は増加したものの、乗務員に起因するものがどちらも減少している状況にあることから、関係者による継続した取組が求められています。
こうした状況を踏まえ、今般、以下のとおり、乗合バスの事故防止に効果が認められた対策をとりまとめましたので、お知らせします。
関東運輸局は、引き続き、関係事業者と連携・協調して、乗合バスの事故防止対策を推進してまいります。

〇乗合バスの事故防止対策
事故防止に効果が認められた取組の水平展開
・乗合バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）においてとりまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が認められた取組方事例」について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1704/0404/cs_p170404.pdf

◇◇◇

平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を踏まえ、同年6月3日に取りまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者に対するデジタル式運行記録計の普及促進の方策について、国土交通省に設置した「次世代運行管理・支援システムについての検討会」においてとりまとめるとともに「貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド」を作成しました。

※「貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド」については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001179418.pdf

◇◇◇

【8.「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました～貸切バス事業者が行うべき予防整備の基準事例を示します～】
（配信日：H29.3.31）

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、同年6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html

◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆